

協議第3号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

中島郡祖父江町及び中島郡平和町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の議会の議員として在任するものとする。

平成15年11月5日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会
会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	中島郡祖父江町及び中島郡平和町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の議会の議員として在任するものとする。

【提案理由】

編入方式による合併の場合、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の法人格が消滅するため、当該議会の議員はすべて身分を失うこととなるのが原則であり、合併に際しては、市町村の合併の特例に関する法律を適用せず設置選挙を行うか、同法の規定に基づく定数特例または在任特例を適用するかを選択する必要がある。

第5回合併協議会において審議された結果を受け、議会議員の定数及び任期について、その取扱いを定めるものである。

【現況】

現況	稲沢市	祖父江町	平和町	1市2町(合併後)	備考
平成12年 国調人口	100,270人	23,163人	13,505人	136,938人	
自治法第91条の 議員定数上限	34人	26人	22人	34人	
現行条例定数	28人	18人	14人	60人	
現議員数	28人	18人	14人	60人	
合併時の議会 議員の任期	平成15年10月1日～ 平成19年9月30日	平成16年3月1日～ 平成20年2月29日	平成15年5月1日～ 平成19年4月30日		任期 一般選挙後4年 合併の期日が、平成17 年3月1日の場合で記載

【参考事項】稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の合併に伴う議会議員の任期及び定数の取扱いについて

原則	編入される(消滅する)市町村の議会の議員は身分を失い、編入する市町村の議会の議員の身分に影響はない。		
選択肢	定数に関する特例(合併特例法第6条)を適用する場合	在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用する場合	合併特例法を適用しない場合
選択肢の内容	<p>地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、編入する市町村の議会議員の残任期間に限り、編入される(消滅する)市町村ごとに次の算式によって得た数を編入する市町村の議会議員の定数を加えた数(編入合併特例定数)をもってその議会の議員定数とすることができる。</p> <p>編入合併特例定数の増員数 = 編入先の現定数 × (編入される(消滅する)市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口)</p> <p>合併後、最初の一般選挙においても、協議により同様に取り扱うことができる。</p> <p>編入される(消滅する)市町村ごとに選挙区が設けられ、選挙区の定数は、編入合併特例定数の増員数とする。</p> <p>この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。</p>	<p>合併関係市町村の協議により、編入される(消滅する)市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会議員の残任期間まで在任することができる。</p> <p>地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は同条の規定に至るまで減少する。</p> <p>合併後、最初の一般選挙においても、関係市町村の協議により合併特</p>	<p>地方自治法第91条第5項の規定により、合併による著しい人口の増加がある場合は、合併後の市町村の人口規模に応じた議員定数の範囲内で定数を増加できる。(増員選挙を行う)</p> <p>条例で議員数を、上限定数より減じている場合においても上記に含まれる。</p> <p>この場合の増員選挙は、合併後の市町村全域単位で行う場合と、合併前の市町村ごとに選挙区を設けて行う場合がある。</p> <p>選挙区を設ける場合は、選挙区定数を人口比例によらないことができる。</p>

		例法の定数特例(編入合併特例定数)によることができる。	
増員選挙	増員選挙を行う事由の発生日から 50 日以内	無	増員選挙を行う事由の発生日から 50 日以内
定数	編入合併特例定数 (合併時及び合併後最初の選挙に限る)	現在の議員数 (合併後、最初の選挙においても、編入合併特例定数によることができる)	条例で定める定数
任期	編入先議員の残任期間	編入先議員の残任期間	編入先議員の残任期間
補欠選挙の有無	有	無	有
選挙区	編入される市町村ごと		設けることができる (人口比例による場合・人口比例によらない場合)
先進事例	浜松市 (浜松市、可美村) 飯田市 (飯田市、上郷町) 福山市 (福山市、新市町、内海町)	大船渡市 (大船渡市、三陸町) つくば市 (つくば市、荃崎町) 廿日市市 (廿日市市、佐伯町、吉和村) 野田市 (野田市、関宿町)	水戸市 (水戸市、常澄村) 地方自治法、合併特例法の特例措置を適用しなかった先進事例

< 選択肢ごとの詳細 >

合併の方式	祖父江町及び平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する場合。		
原則	編入される祖父江町及び平和町の議会議員は身分を失い、編入する稲沢市の議会議員の身分に影響はない。		
選択肢	定数に関する特例を適用する場合...祖父江町及び平和町で増員選挙を行い、稲沢市議会議員の残任期間まで在任できる。 合併後、最初の一般選挙においても、協議により同様に扱うことができる。		
	旧稲沢選挙区	旧祖父江選挙区	旧平和選挙区
	定数 28 名	増員選挙すべき選挙区定数 6 名	増員選挙すべき選挙区定数 4 名
	任期：平成 19 年 9 月 30 日(満了)	$28 \text{ 名} \times 23,163 \text{ 名} \div 100,270 \text{ 名} = 6.47$	$28 \text{ 名} \times 13,505 \text{ 名} \div 100,270 \text{ 名} = 3.77$ 4 名
	合併と同時に新市議会議員となる。	6 名	任期：稲沢市議会議員の残任期間(平成 19 年 9 月 30 日)まで在任できる。
		任期：稲沢市議会議員の残任期間(平成 19 年 9 月 30 日)まで在任できる。	
選択肢	在任に関する特例を適用する場合...祖父江町・平和町議会の全議員は、稲沢市議会議員の残任期間まで在任できる。 合併後、最初の一般選挙においても、協議により合併特例法の定数特例(編入合併特例定数)によることができる。		
	稲沢市議会議員	祖父江町議会議員	平和町議会議員
	定数 28 名	全議員(18 名)が、稲沢市議会議員の残任	全議員(14 名)が稲沢市議会議員の残任期
	任期：平成 19 年 9 月 30 日(満了)	期間(平成 19 年 9 月 30 日)まで在任でき	間(平成 19 年 9 月 30 日)まで在任できる。
	議員の身分に影響がない。	る。	
選択肢	合併特例法を適用しない場合		

増員選挙を行わない。(現在の稲沢市議会議員定数 28 名のまま)

選挙区を設けずに、新市全域で 6 名以内の増員選挙を行う

新市の人口 136,938 名 人口 10 万以上 20 万未満の市の法定議員数の上限 34 名

34 名 - 稲沢市議会議員の定数 28 名 = 6 名の増員

人口比例による選挙区を設けて、6 名以内の増員選挙を行う

【新定数 34 名の場合】

旧稲沢選挙区

$34 \text{ 名} \times 100,270 \text{ 名} \div 136,938 \text{ 名} = 24.90$

25

名
28 名 - 25 名 = 3 名が超過するので、選挙区

ごとの定数に応じて旧祖父江選挙区、旧平

和選挙区に割り当てる。(選挙なし)

旧祖父江選挙区

選挙区定数 4 名

$34 \text{ 名} \times 23,163 \text{ 名} \div 136,938 \text{ 名} = 5.75$

6 名

6 名 - 2 名(割り当てられた稲沢市議会

議員) = 4 名

旧平和選挙区

選挙区定数 2 名

$34 \text{ 名} \times 13,505 \text{ 名} \div 136,938 \text{ 名} = 3.35$

3 名
3 名 - 1 名(割り当てられた稲沢市議会議

員) = 2 名

人口比例によらない選挙区を設けて、6 名以内の増員選挙を行う

【法令・取扱通知等】

地方自治法（昭和22年 法律第67号）抜粋

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
 - 七 人口10万以上20万未満の市 34人
- 3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。
- 4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。
- 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法（昭和25年 法律第100号）抜粋

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるとき

は、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、[地方自治法第7条第6項](#)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(議員又は長の欠けた場合等の通知)

第111条

3 [地方自治法第91条第5項](#)の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から5日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(補欠選挙及び増員選挙)

第113条

2 第111条第3項の規定による通知を受けた場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、増員選挙を行わせなければならない。

(設置選挙)

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

公職選挙法施行令(昭和25年4月20日 政令第89号)抜粋

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第8条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、[地方自治法第91条第5項](#)の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあっては前条において準用する第5条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあっては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

2 前項の規定によって関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更した市町村において、当該市町村の従前の選挙区に属する議員の数が当該従前の選挙区において新たに選挙すべきこととなった議員の定数をこえるときは、当該市町村の選挙管理委員会は、その定数をこえる数に相当することとなる数の議員をくじで定め、これを新たに設定された選挙区又は

新たに定数の増加した選挙区に配当しなければならない。この場合において、配当すべき選挙区が2以上あるときは、これらの選挙区において選挙すべき議員の定数（新たに定数の増加した選挙区においては、その増加に係る数。本条中以下同じ。）に比例してそれぞれの選挙区に配当すべき議員の数を定め、くじで議員を配当しなければならない。

（人口に比例しない議員の定数）

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第6号）抜粋

（議会の議員の定数に関する特例）

- 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、[地方自治法第91条第2項](#)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、[同項](#)に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、[同条](#)の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、[地方自治法第91条](#)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（[同法第254条](#)に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、[同法第91条](#)の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、[公職選挙法第15条第6項](#)及び[第8項](#)の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する[公職選挙法](#)の規定の適用については、[同法第18条第1項](#)中「[第15条第6項](#)」とあるのは「[第15条第6項](#)若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「[地方自治法第91条第5項](#)」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、[地方自治法第91条](#)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、[同条](#)の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する[公職選挙法](#)の規定の適用については、[同法第18条第1項](#)中「[第15条第6項](#)」とあるのは、「[第15条第6項](#)若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

- 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該

合併市町村の議会の議員である者の数が[地方自治法第91条](#)の規定による定数を超えるときは、[同条](#)の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、[同条](#)の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。
 - 3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
 - 4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。
 - 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、[地方自治法第91条](#)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、[同条](#)の規定による定数に復帰するものとする。
 - 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。